

改正会社法の概要（その1）

西村あさひ法律事務所 弁護士 ^{たかぎ ひろあき} 高木 弘明

1 はじめに

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正法」という。）及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（同年法律第91号）が、2014年6月27日に公布された。改正法の施行日は、現在のところ、2015年4月又は5月となる見込みである。本稿では、改正法の内容のうち、まず企業統治に関するものについて、概要を説明する。

2 社外取締役を置いていない場合の理由の開示

(1) 規律の内容

今回の会社法改正に関する法制審議会会社法制部会での検討においては、社外取締役による監督機能の充実をどのように図るかという点が大きな検討課題となった。その中でも、最も議論となったのは、一定の会社（特に上場会社）に対して社外取締役の選任を義務付けるべきかどうかという点であった。

改正法では、事業年度の末日において、監査役会設置会社（公開会社かつ大会社に限る。）であって、株式につき有価証券報告書を提出しなければならないもの（典型的には上場会社）が社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由（以下「相当でない理由」という。）を説明しなければならないものとされた（327条の2）。これは、会社法が、直接的に社外取締役の選任を義務付けることはしなかったものの、社外取締役を置いていない場合には理由開示を求めるといふ、いわゆるcomply or explainの規律を採用したといえる。また、改正法の施行に伴う法務省令の改正により、「相当でない理由」が事業報告及び株主総会参考書類（社外取締役を設置しないこととなる取締役選任議案を提出する場合）での開示事項とされることが予定されている。そのため、327条の2に基づく「相当でない理由」の説明は、実際には、定時株主総会において事業報告を読み上げる際に該当箇所に言及する形で行うという運用が想定され得る。

同条については経過措置が設けられていない。そのため、改正法が2015年4月又は5月に施行され

れば、3月決算の会社が同年3月末日時点で社外取締役を選任していない場合、同年6月に開催される定時株主総会において同条に基づく説明が求められることとなる。その場合、当該定時株主総会の議案として社外取締役の選任が提案されているときであっても、「相当でない理由」を説明しなければならないことに注意が必要である（もっとも、その内容は、社外取締役の選任が提案されていることを踏まえ、比較的簡潔なもので足りると思われる）。

(2) 「相当でない理由」の内容

「相当でない理由」として、具体的にどのような内容を説明し、又は開示すれば十分かどうかについては、基本的には解釈に委ねられている。もっとも、法務省令では、事業報告や株主総会参考書類における「相当でない理由」の記載に関して、個々の株式会社各事業年度等における事情に応じてしなければならない旨や、社外監査役が2名以上あることのみをもって「相当でない理由」とすることはできない旨が明文で規定されることが予定されている。また、改正法に係る国会審議では、単に社外取締役を置かない理由を説明するだけでは「相当でない」理由としては不十分で、社外取締役を置くことがかえってその会社にマイナスの影響を及ぼすというような事情の説明が必要であるという説明が当局からされている。さらに、「社外監査役が2名おり、社外者による監査、監督が十分である」という説明や、「現状では社外取締役に適任者が見当たらない」ということのみでの説明では、「相当でない理由」として不十分であるとする見解もあり、注意が必要がある。

「相当でない理由」の開示内容・説明内容について、万が一不十分であると事後的に判断された場合、取締役の選任議案に係る株主総会決議への影響も懸念される（決議取消事由となるおそれが否定できない）。実務的には、「相当でない理由」について、十分な内容といえるか慎重に検討しなければならないと思われる。

3 監査等委員会設置会社制度

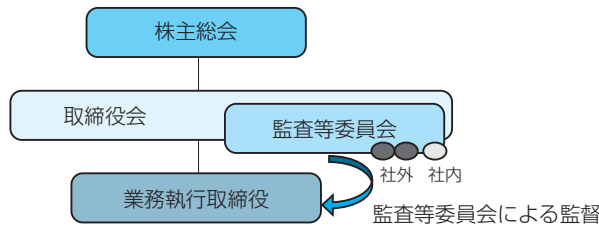
(1) 制度導入の背景

改正法では、新たな機関設計として、監査等委員会設置会社制度が導入された。今回の改正においては、前述のとおり、取締役会、特に社外取締役によ

る監督機能の充実をどのように図るかということが大きな検討課題となったが、監査役会設置会社にとっては、社外監査役を最低2名選任することが義務付けられている（335条3項）中で、さらに社外取締役を選任することの重複感・負担感があると指摘されていた。他方、指名委員会等設置会社（改正前の委員会設置会社）に移行した会社の数は非常に少なく、その一因として、指名委員会・報酬委員会の設置に対する抵抗感が強いことが挙げられていた。

そのような中、監査等委員会設置会社制度は、社外取締役を中心とする監査等委員会に監査権限を持たせるとともに、一定の監督権限を持たせることにより、社外取締役による監督を充実させようとする観点から、新たな機関設計として設けられた。監査役会設置会社からすれば、監査役会設置会社が監査等委員会設置会社に移行することにより、社外取締役と社外監査役の機能重複を解消・回避することができることとなる。

【図】 監査等委員会設置会社のイメージ図



(2) 監査等委員会の構成、権限等

監査等委員会は、監査等委員である取締役3人以上で構成され、その過半数は社外取締役でなければならない（331条6項）。監査等委員である取締役は、それ以外の取締役とは区別して選任され（329条2項）、任期も2年とされている（332条3項、4項）。監査等委員以外の取締役の任期は1年）。監査等委員である取締役の報酬も、それ以外の取締役とは区別して定められる（361条2項）。このように、監査等委員である取締役の地位に関する規律は、監査役に係る規律に近い。

他方、監査等委員会及び各監査等委員の権限、運営等については、基本的には、指名委員会等設置会社の監査委員会及び各監査委員の権限、運営等に係る規律と同様の規律が定められている（399条の2以下参照）。監査等委員会による監査の実施手法についても、監査委員会の監査と同様、内部統制システムを利用することが想定されている。

監査委員会や監査役会にはない監査等委員会に特有の権限として、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役（例えば、代表取締役）の選解任等及び報酬等について監査等委員会の意見を述べることができることとされている（342条の2第4項、361条6項）。株主総会における意見陳述権を通じて、監査等委員会が指名委員会や報酬委員会に準ずる機能を有することにより、監査等委員（特に監査等委員である社外取締役）が十分な監督機能を発揮することが期待されているといえる。

また、監査等委員会に特有の、もう一つの権限として、監査等委員ではない取締役が会社との間で利益相反取引を行うに際し、当該取引について監査等

委員会の事前の承認を受けた場合には、取締役の任務懈怠の推定規定（423条3項）が適用されないこととされている（同条4項）。この点も、監査等委員会設置会社に移行するインセンティブの一つとなり得よう。

(3) 監査等委員会設置会社における取締役会の権限

監査等委員会設置会社では、定款の定めにより、重要な業務執行の決定の一部（指名委員会等設置会社において執行役に委任することができないものとされている事項を除く。）を取締役に委任することを取締役会決議により定めることができる（399条の13第6項）。これは、監査役会設置会社において取締役会の決定事項が多いという指摘がされる中、監査等委員会設置会社の取締役会が監督機能により注力するために、業務執行の決定に係る機能を一部縮小する（いわゆるモニタリング・モデルに近い形とする）ことを、定款自治により認めようとするものである。実務的には、監査役会設置会社が監査等委員会設置会社に移行するとともに、取締役会の決定事項の取締役への委任に係る定款変更を同時に行うことにより、取締役会決議事項を減少させ、経営上の重要事項に係る判断・決定の迅速化を図ることができる（取締役会は、経営陣の監督や、特に重要な業務執行の決定により注力することができる）こととなる。

なお、監査等委員会設置会社において取締役の過半数が社外取締役である場合も、同様に、取締役会決議により、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することを定めることができる（399条の13第5項）。

【表】 監査役会設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の比較

	監査役会設置会社	監査等委員会設置会社	指名委員会等設置会社
監査を行う機関とその構成員	監査役会 監査役	監査等委員会 監査等委員（取締役）	監査委員会 監査委員（取締役）
社外者の割合	半数以上（335条3項）	過半数（331条6項）	過半数（400条3項）
常勤者の要否	要（390条3項）	不要	不要
選任方法	株主総会で、取締役とは区別して選任（329条1項）	株主総会で、監査等委員でない取締役とは区別して選任（329条2項）	株主総会で取締役を選任（329条1項）、取締役会で監査委員を選定（400条2項）
任期	4年（336条1項） 非公開会社は10年以内（同条2項）	2年（332条1項本文、4項）	1年（332条6項、1項）
報酬	定款又は株主総会決議により定める。個人別の報酬が定められていない場合は、枠の範囲内で監査役の協議により定める（387条1項、2項）	定款又は株主総会決議により、監査等委員でない取締役とは区別して定める。個人別の報酬が定められていないときは、枠の範囲内で監査等委員である取締役の協議により定める（361条1項から3項まで）	報酬委員会が決定（404条3項）
議案等に法令違反等がある場合の株主総会に対する報告義務	○（384条）	○（399条の5）	×
株主総会における他の取締役の選任等・報酬等に関する意見陳述権	×	○（342条の2第4項、361条6項）	×
利益相反取引を承認した場合の任務懈怠の推定規定の適用除外	×	○（423条4項）	×

4 社外取締役及び社外監査役の要件

(1) 独立性の観点からの要件厳格化

社外取締役による経営陣の監督の実効性を考えたとき、改正前会社法の定める社外取締役の要件は、特に独立性の観点から厳格化すべきではないかとの指摘がされていた。改正法の下では、社外取締役の社外性の要件として、①親会社の取締役、執行役又は使用人でないこと、②兄弟会社の業務執行取締役等（業務執行取締役、執行役又は使用人）でないこと、③取締役、執行役又は重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族でないこと、④親会社等（自然人である者に限る）、その配偶者又は二親等以内の親族でないことが追加されている（2条15号参照）。これらの要件については、いわゆる過去要件が付されていないため、たとえば、親会社の従業員であった者が子会社取締役に就任する場合でも、就任の際に親会社を退職したときは、社外取締役の要件を満たし得る。

これらの規律に関しては、社外監査役についても、ほぼ同様の改正がされている（2条16号参照）。特

に子会社の社外監査役に親会社の役員又は従業員が就任している事例は少なくないと思われ、そのような会社においては、対応が必要となる。

(2) 過去要件の見直し

他方、改正法では、社外役員の要件のうち、過去要件についての見直しも行われた。これは、社外役員による監督機能を考えたとき、株式会社の従業員等であった者でも、その後一定期間当該会社又はその子会社との関係が存しなければ、監督機能は十分果たすことができ、改正前会社法のように、過去に一度でもそのような関係があれば社外性が失われるというのは規律として硬直的であるとの問題意識に基づくものである。社外取締役について具体的にいえば、就任前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等でなかったことという要件を満たせば、更にそれ以前に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったとしても、社外取締役となり得ることとされている（2条15号イ参照）。ただし、いわゆる横滑りを防止するため、就任前10年内のいずれかの時において株式会社又はその

子会社の非業務執行役員であった者にあつては、当該非業務執行役員への就任前10年間当該株式会社等の業務執行取締役等であったことがないことを要することとされている（同号口参照）。これらと同様の規律が、社外監査役についても設けられている（2条16号イ・口参照）。

(3) 経過措置

社外役員の要件については経過措置が設けられており、改正法の施行の際現に社外役員を置いている会社においては、改正法の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時まではなお従前の例による（附則4条）。たとえば、改正法が2015年4月1日から施行されたと仮定して、同日時点で社外監査役Aがいる株式会社S（3月決算）を想定した場合、2015年6月の定時株主総会終結時をもって当該社外監査役Aが退任し、当該株主総会の決議によりBが就任したとき、Bが社外監査役であるための要件については、2016年6月の定時株主総会終結時までは、改正前会社法が適用される（たとえば、BがSの親会社Pの取締役であったとしても、2016年6月の定時株主総会終結時まではBはSの社外監査役となり得る）。

5 責任限定契約の締結範囲の拡大

改正法では、改正前会社法の下では責任限定契約を結ぶことができた役員について、社外役員の要件厳格化に伴って責任限定契約を結ばなくなるというのは責任限定契約の制度趣旨に照らし適切ではないとの問題意識を踏まえ、会社が責任限定契約を結ぶことのできる役員の範囲が見直された。その結果、非業務執行取締役（例えば、親会社取締役を社内・非業務取締役とする場合が典型的である）及び全監査役について、責任限定契約の締結をすることができるとされた（427条1項）。

特に監査役との責任限定契約について、この改正の影響を受け得る会社は非常に多いであろう。改正法が施行された直後の定時株主総会で責任限定契約を結ぶことができるよう定款変更をすることが考えられることから、来年の定時株主総会に向け検討を進めることが大切であると思われる。

6 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定権

株主総会に提出する会計監査人の選任等に関する議案の内容は、監査役（監査役会設置会社にあつては、監査役会）が決定することとなる（344条）。

他方、会計監査人の報酬については、監査役（会）は、従前どおり同意権を有する。結果的に、これらの議案に係る監査役会及び監査等委員会の権限は、指名委員会等設置会社の監査委員会の権限（404条2項2号参照）と同様のものに統一されたこととなる。

さらに、改正法の施行に伴う法務省令の改正により、監査役（会）による当該議案の決定や報酬への同意の理由を、事業報告又は監査報告において開示することが予定されている。開示の具体的内容については、法務省令の規定を見た上で検討する必要があるが、これらの規律を通じて、会計監査人の選任等や報酬決定に関する意思決定の透明性が高まることが期待される。

7 内部統制システムに係る開示の充実

改正法自体には規定は設けられていないが、改正法の施行に伴う法務省令の改正により、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（いわゆる内部統制システム）について、監査を支える体制や監査役による使用者からの情報収集に関する体制に係る規定が充実・具体化されることが予定されている。それに加え、内部統制システムの運用状況の概要を事業報告における開示内容に新たに加えることが予定されている。

法制審議会会社法制部会における議論からすれば、金融商品取引法上の内部統制で求められるような評価ではなく、会社が具体的にどのような内部統制システムを置いているのかという、純粹客観的な情報が想定されているようである。ただし、事業報告における「内部統制システムの運用状況の概要」として、どのような内容を開示することになるのかについては、今後公表される法務省令の規定内容を見た上で検討する必要がある。

以上

たかぎ ひろあき
高木 弘明

略歴

西村あさひ法律事務所 弁護士・ニューヨーク州
弁護士

2002年弁護士登録・西村あさひ法律事務所入所、
2005年早稲田大学大学院アジア太平洋研究科非常
勤講師、2009年ニューヨーク州弁護士登録、同年
から2013年まで法務省民事局付（会社法改正の立
案等を担当）